

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社及び当社子会社(以下、当社グループという)は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行については、コーポレート機能と事業執行機能を明確に区分し、事業執行における迅速な意思決定を図ることをコーポレートガバナンス体制整備の基本方針としています。

経営監視機能は、主に、「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」である取締役会が担っています。取締役7名のうち社外取締役を3名(提出日現在)選任することで、経営の客観性・透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制を強化しています。また、経営監視機能をさらに向上させるため、取締役会の任意の諮問機関として「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しており、それぞれメンバーの過半数(提出日現在)は社外取締役により構成されています。さらに、当社は監査役制度を採用しており、監査役は、社外監査役3名を含む4名(提出日現在)で監査役会を構成しています。

経営執行機能は、社長執行役員以下の執行役員が担っています。社長執行役員の諮問機関として経営会議を設置し、経営執行の意思決定及び事業経営の監視について審議しています。事業執行においては、カンパニー(社内疑似分社)制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全て実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、方針を示すものとして、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」を定め、当社ウェブサイトを開示しています。

<http://www.agc.com/company/governance.html>

〔原則1－4 いわゆる政策保有株式〕

＜政策保有に関する方針＞

当社は、投資先企業との中長期的な関係の維持・強化を図り、それによって当社グループの企業価値を向上させることを目的として、政策保有株式を保有することとし、投資先企業の状況や当社との取引状況等を踏まえ、個々の株式の保有が上記の目的に照らして適切かどうかを個別に判断します。

また、主要なものについては、保有の狙い及び合理性を定期的に取締役会で検証します。

＜政策保有株式に係る議決権行使基準＞

当社は、投資先企業の中長期的な企業価値向上及び当社グループの利益に資するよう、コーポレートガバナンス上の重大な問題が生じている場合など、投資先企業の状況等を勘案の上、議案内容を慎重に検討し議案への賛否を判断します。

なお、政策保有株式の政策保有に関する方針、議決権行使につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第4条(政策保有株式)にも記載していますので、ご参照ください。

〔原則1－7 関連当事者間の取引〕

関連当事者間の取引の手続きの枠組みにつきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第5条(株主の利益に反する取引の防止)に記載していますので、ご参照ください。

〔原則3－1 情報開示の充実〕

(i) 経営理念等や経営戦略、経営計画

当社グループは、グループ全ての事業活動や社会活動を貫く理念として、AGCグループビジョン“Look Beyond”を掲げています。グループ従業員が世代を超えて受け継ぎ、実践して行く基本精神「私たちのスピリット」、あらゆる行動の基礎として共有する重要な考え方「私たちの価値観」、AGCグループが世の中に提供すべき価値、グループの存在意義「私たちの使命」をグループビジョンとしてグループ内で共有しています。「AGCグループビジョン」につきましては、当社ウェブサイトを開示しています。

<http://www.agc.com/vision/index.html>

当社グループは、2025年のありたい姿として、「コア事業が確固たる収益基盤となり、戦略事業が成長エンジンとして一層の収益拡大を牽引する、高収益のグローバル優良素材メーカーでありたい」と定めました。このありたい姿を実現するための基本方針は以下の通りです。

1. 常にマーケット視点に立ち、お客様からの期待に応え、信頼を高め続ける
 2. コア事業・戦略事業とも、自律的成長に加え、戦略的なM&Aを大胆に行い、持続的成長を図る
 3. 東南アジアと中東を面をつなぎ、アジア地域の高成長を取り込む
 4. メリハリのある経営資源配分を徹底し、資産効率の高い事業構造に転換する
- 経営戦略の詳細や中期経営計画“AGC plus-2017”については、当社ウェブサイトを開示しています。

<http://www.agc.com/ir/library/gaiyou.html> ※投資家向け会社概要をご覧ください。

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方につきましては、本報告書Ⅰ1.「基本的な考え方」に記載していますので、ご参照ください。

また、当社のコーポレートガバナンスに関する基本方針につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

(iii)取締役、執行役員の報酬の決定に当たっての方針と手続

取締役、執行役員の報酬の決定に当たっての方針と手続につきましては、本報告書Ⅱ1.「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載していますので、ご参照ください。

また、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第16条(報酬委員会)、第17条(役員報酬)及び別紙3(役員の報酬等の決定方針)にも記載していますので、ご参照ください。

(iv)取締役、監査役、執行役員候補者の選定に当たっての方針と手続

取締役、監査役、執行役員の候補者の選定に当たっての方針と手続につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第14条(指名委員会)及び第15条(取締役、監査役、執行役員の候補者の選定基準)に記載していますので、ご参照ください。

(v)取締役、監査役候補者の個々の選任理由

本年の株主総会における取締役候補者の個々の選任理由につきましては、「第91回定時株主総会招集ご通知」の「株主総会参考書類」に記載しますので、ご参照ください。

なお、「第91回定時株主総会招集ご通知」は、本年3月1日に当社ウェブサイトの開示します。

<http://www.agc.com/ir/stock/meeting/index.html>

〔補充原則4-1-1 取締役会の経営陣に対する委任の範囲の概要〕

取締役会の経営陣に対する委任の範囲につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第8条(取締役会の役割)に、社長執行役員をはじめとする執行役員に委任する事項を記載しておりますので、ご参照ください。

〔原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準〕

独立社外取締役の独立性判断基準につきましては、本報告書Ⅱ1.「その他独立役員に関する事項」に記載していますので、ご参照ください。また、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」別紙2(社外役員の独立性に関する基準)にも記載していますので、ご参照ください。

〔補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方〕

取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第7条(取締役会の構成)及び第15条(取締役、監査役、執行役員候補者の選定基準)に記載していますので、ご参照ください。

〔補充原則4-11-2 取締役、監査役兼任状況〕

取締役、監査役兼任状況につきましては、「第91回定時株主総会招集ご通知」の「事業報告」に記載しますので、ご参照ください。

なお、「第91回定時株主総会招集ご通知」は、本年3月1日に当社ウェブサイトの開示します。

<http://www.agc.com/ir/stock/meeting/index.html>

〔補充原則4-11-3 取締役会の実効性評価の結果の概要〕

当社は、取締役会において、取締役会の実効性に関して、取締役会の構成、運営・審議状況などの観点から自己評価を実施しました。

その結果、取締役会は、当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関として有効に機能しており、実効性が確保されていることが確認されました。

当社は、今後も、実効性評価を行うことなどにより、取締役会の実効性の確保に努めていきます。

〔補充原則4-14-2 取締役、監査役に対するトレーニングの方針〕

取締役、監査役に対するトレーニングとして、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第19条(取締役、監査役への情報提供)に、取締役、監査役に対する情報提供に関する方針を記載していますので、ご参照ください。

〔原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針〕

当社は、次の方針に基づき、重要課題の一つとして、株主との建設的な対話の促進に取り組んでいます。

1)株主との対話を充実させるため、投資家説明会や株主総会等を通じて、社長執行役員等が経営方針、業績状況、主要課題の取組状況等の開示・説明を適切に行います。

2)株主との対話については、IR担当執行役員が統括します。

3)株主との対話にあたっては、IR担当部門を中心として、社内関連部署と情報共有を行い、連携を図ります。

4)株主との対話により把握された株主の意見は、取締役会、執行役員、社内関係部署に対し、フィードバックを行い、情報共有を図ります。

5)株主との対話にあたっては、インサイダー情報の提供を防止するため、「インサイダー取引防止管理規程」に則り、厳格に情報を管理します。

なお、株主との建設的な対話に関する方針につきましては、「AGCグループ コーポレートガバナンス基本方針」第22条(株主との対話)にも記載していますので、ご参照ください。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	54,084,000	4.56
明治安田生命保険相互会社(常任代理人資産管理サービス信託銀行株式会社)	48,078,000	4.05
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	38,852,000	3.27
東京海上日動火災保険株式会社	33,080,919	2.79
パークレイズ証券株式会社	30,000,000	2.53
日本生命保険相互会社	27,471,705	2.31
公益財団法人旭硝子財団	23,230,885	1.96

三菱地所株式会社	22,703,030	1.91
株式会社三菱東京UFJ銀行	20,686,104	1.74
資産管理サービス信託銀行株式会社(投信受入担保口)	19,909,084	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

イ。(株)三菱東京UFJ銀行及び共同保有者4名から、2012年12月17日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書の提出を受けていますが、当社として2014年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しています。なお、当該報告書による2012年12月10日現在の株式所有状況は以下のとおりです。

保有株券等の数 113,249千株、株券等保有割合 9.54%
(内訳)
(株)三菱東京UFJ銀行 保有株券等の数 31,186千株、株券等保有割合 2.63%
三菱UFJ信託銀行(株) 保有株券等の数 72,966千株、株券等保有割合 6.15%
三菱UFJ投信(株) 保有株券等の数 4,704千株、株券等保有割合 0.40%
三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株) 保有株券等の数 2,320千株、株券等保有割合 0.20%
エム・ユー投資顧問(株) 保有株券等の数 2,072千株、株券等保有割合 0.17%
(※)上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれています。

ロ。ジーエルジー パートナーズ エルピーから、2014年3月19日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書の提出を受けていますが、当社として2014年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しています。なお、当該報告書による2014年3月14日現在の株式所有状況は以下のとおりです。

保有株券等の数 74,340千株、株券等保有割合 6.26%

ハ。野村證券(株)及び共同保有者2名から、2014年7月23日付で、株券等の大量保有に関する変更報告書の提出を受けていますが、当社として2014年12月31日現在の実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況は、株主名簿上の所有株式数に基づき記載しています。なお、当該報告書による2014年7月15日現在の株式所有状況は以下のとおりです。
保有株券等の数 44,567千株、株券等保有割合 3.67%
(内訳)
野村證券(株) 保有株券等の数 9,286千株、株券等保有割合 0.78%
NOMURA INTERNATIONAL PLC 保有株券等の数 14,544千株、株券等保有割合 1.20%
野村アセットマネジメント(株) 保有株券等の数 20,737千株、株券等保有割合 1.75%
(※)上記保有株券等の数及び株券等保有割合には、保有潜在株式が含まれています。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社子会社の伊勢化学工業(株)は、東京証券取引所市場第2部に上場していますが、当社は、事業運営に関し上場企業としての自主性を尊重しつつ、必要に応じ側面からの支援を行っています。

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
坂根正弘	他の会社の出身者											
木村宏	他の会社の出身者											
江川雅子	他の会社の出身者											

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
坂根正弘	○	—	坂根正弘氏については、(株)小松製作所の取締役社長、取締役会長を歴任し、新興国で積極的に建設機械事業を展開する同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。

			また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。
木村宏	○	—	木村宏氏については、日本たばこ産業(株)の取締役社長、取締役会長を歴任し、事業環境の変化に対応し積極的にグローバル展開を推進している同社において会社経営についての豊富な経験を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。
江川雅子	○	—	江川雅子氏については、グローバルな金融機関における豊富な経験に加え、日本企業の経営及びコーポレート・ガバナンスに関する研究経験を有するなど、企業経営に関する豊富な知見を有しています。この経験を生かし、当社の経営全般に対して提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンス強化が期待できるため、社外取締役に選任しています。 また、当社では、社外取締役が、会社法における社外取締役の要件に加え、当社の社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。 また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無	あり
--------------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	指名委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	報酬委員会	5	0	2	3	0	0	社内取締役

補足説明
更新

指名委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。なお、当社では、社外取締役の独立性を確保するため、会社法における社外取締役の規定に加え、当社独自の内規を定め、これを社外取締役の選任基準としています。2014年度においては、合計6回の指名委員会を開催し、取締役候補者及び次期執行役員の推薦等を取締役会に対して行いました。

また、報酬委員会は、提出日現在、3名の社外取締役を含む合計5名の取締役で構成されています。2014年度においては、合計5回の報酬委員会を開催しました。同委員会では、株主と経営陣の間で利益が共有され、当社グループの持続的な発展を目指した業績目標の達成を経営陣に動機づけること等を主旨とした報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度等について審議しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役は、会計監査人との会合を開催し、会計監査の実施経過やその結果等の情報を入手するとともに、会計監査人からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

監査役は、内部監査機能を有する監査部と定期的な会合を開催し、内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手するとともに、監査部からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることに努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
丸森康史	他の会社の出身者													
原徹	他の会社の出身者													
河村博	その他													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
丸森康史	○	—	丸森康史氏については、金融機関における長年の経験と財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
			また、当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。
			また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。
原徹	○	—	原徹氏については、日本銀行における長年の経験、(株)横浜銀行における常勤監査役としての経験及び財務等に関する豊富な知見を有しており、専門的見地から監査役としての役割を

			果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
			また、当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。
			また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。
河村博	○	—	河村博氏については、札幌高等検察庁及び名古屋高等検察庁の検事長を歴任するなど法曹界における豊富な経験と法律やコンプライアンスに関する高度な知見を有しています。この経験及び知見を生かし、監査役としての役割を果たすことが期待できるため、社外監査役に選任しています。
			また、当社では、社外監査役が、会社法における社外監査役の要件に加え、当社が定める社外役員の独立性に関する基準を満たし、独立性が確保されていることを、監査役会、及び、社外取締役が過半数を占める任意の指名委員会において確認しているため、独立役員として指定しています。
			また、有価証券上場規程及び同施行規則に定められた独立役員の基準を満たしていることを、改めて確認しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
---	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、社外役員の独立性を確保するため、以下の基準を定めています。

(1) 当社グループの重要な事業領域において競合する会社が属する連結企業グループ（以下、「連結企業グループ」とは、親会社及びその子会社を指し、当社グループは含まないものとする。）内の会社の業務執行者（社外取締役を除く取締役、執行役及び使用人を指す。以下同様。）でないこと。

また、当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有しないこと及び当該連結企業グループに属する会社の議決権の10%以上を保有する会社の業務執行者でないこと。

(2) 過去3年間に於いて、当社グループから役員報酬（※）以外に1,000万円/年以上を受領していないこと。

（※）社外取締役に関しては取締役報酬、社外監査役に関しては監査役報酬を指す。

(3) 過去3年間に於いて、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループを主要な取引先とする連結企業グループとは、当該連結企業グループから当社グループへの販売額が、当該連結企業グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(4) 過去3年間に於いて、当社グループの主要な取引先である連結企業グループに属する会社の業務執行者でないこと。

なお、当社グループの主要な取引先である連結企業グループとは、当社グループから当該連結企業グループへの販売額が、当社グループの直前事業年度の連結売上高の2%を超えるものを指す。

(5) 過去3年間に於いて、当社グループを担当する監査法人の社員でないこと。

(6) 当社の大株主（議決権の10%以上を保有している者）でないこと及び大株主の業務執行者でないこと。

(7) その他、重大な利益相反や、独立性を害するような事項がないこと。

（※）株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすおそれがないものと判断する軽微基準は、上記のとおりです。

なお、当社は独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	-----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社は、執行役員を兼務する取締役のみを対象に、業績連動賞与を導入しています。また、社内取締役を対象に、ストックオプション制度を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
-----------------	-------------------------------

当社の現在のストックオプション制度は、以下の通りです。

- ・株式報酬型ストックオプション：当社取締役（社外取締役を除く）及び当社取締役を兼務しない当社執行役員の株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲や士気の更なる向上を目的としたストックオプション
- ・通常型ストックオプション：当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、当社の企業価値向上に資することを目的としたストックオプション

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2014年度における当社の取締役7名（うち社外取締役3名）の報酬は、以下の通りです。

イ. 月例報酬 250百万円（うち社外取締役48百万円）

ロ. 業績連動賞与 64百万円（執行役員を兼務する取締役が対象）

ハ. 株式報酬型ストックオプション 79百万円（社外取締役を除く取締役が対象）

（※）「月例報酬」には、2014年3月28日開催の第89回定時株主総会終結の時をもって

退任した取締役2名（うち社外取締役1名）に係る報酬が含まれています。

また、「業績連動賞与」には、同総会終結の時をもって退任した取締役1名に係る

賞与が含まれています。

なお、報酬総額が1億円以上の者については、個別の報酬の開示をしており、その報酬は以下の通りです。

イ. 代表取締役社長執行役員CEO 石村 和彦 支給総額150百万円

（内訳：月例報酬 82百万円、業績連動賞与 26百万円、株式報酬型ストックオプション 41百万円）

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

イ. 報酬に関する方針の内容

（イ）報酬制度の基本的な考え方

当社は報酬原則において、役員報酬全般に関わる基本的な姿勢及び考え方を次のとおり定めています。

- ・競争優位の構築と向上のため、多様で優秀な人材を引きつけ、確保し、報奨することのできる報酬制度であること
- ・企業価値の持続的な向上を促進するとともに、それにより株主と経営者の利益を共有する報酬制度であること
- ・当社グループの持続的な発展を目指した経営戦略上の業績目標達成を動機付ける報酬制度であること
- ・報酬制度の決定プロセスは、客観的で透明性の高いものであること

（ロ）報酬の構成

当社役員の報酬制度は、固定報酬である「月例報酬」と、業績連動報酬である「賞与」及び「株式報酬型ストックオプション」で構成されます。賞与は、単年度業績目標達成へのモチベーション促進を目的として、単年度の連結業績（キャッシュフロー及びEVA（経済付加価値）等）に応じて変動する仕組みとしています。また、株式報酬型ストックオプションは、株価変動のメリットやリスクについても株主と共有し、中長期での業績及び企業価値向上への貢献意欲や士気を向上させることを目的としています。

報酬の構成は、執行役員を兼務する取締役及び執行役員については、月例報酬、賞与及び株式報酬型ストックオプションの3つで構成しており、執行役員を兼

務しない取締役については、月例報酬及び株式報酬型ストックオプションで構成しています。また、社外取締役及び監査役については、月例報酬のみとしています。

（ハ）報酬水準

当社役員の報酬水準については、第三者機関が実施する調査データの中から、大手製造業の報酬データを分析・比較し、任意の報酬委員会にて検証しています。

ロ. 報酬の決定方法

報酬委員会において、報酬原則を踏まえ、取締役及び執行役員の報酬制度・水準等を審議し、取締役会に提案するとともに、報酬支払結果を検証することによって、報酬の決定プロセスに関する客観性及び透明性を高めています。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】 **更新**

社外取締役に対しては、取締役会の事務局である経営企画部が、取締役会の開催通知や資料の事前配布を行うとともに、必要に応じ取締役会付議事項について事前に説明を実施します。

社外監査役に対しては、監査役会事務局が、監査役会の開催、重要な会議への出席、代表取締役及び監査部並びに会計監査人との会合の調整等、その職務を補助する役割を担っています。

また、社外取締役および社外監査役は取締役会において活発に質問し、専門的見地から提言を行うなど、経営の監督機能を発揮しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） **更新**

（1）経営監視の体制と施策の実施状況

当社は、取締役会を「当社グループの基本方針承認と経営執行の監視機関」と位置付けています。提出日現在、取締役の人数は7名（任期1年）、うち3名が社外取締役（女性の取締役1名を含む）です。また、執行役員制を採用しており、執行役員（任期1年）は、会社法規定の取締役と明確に区別され、当社グループの経営及び事業の執行責任を負っています。

2014年度においては、合計13回の取締役会を開催し、当社グループの経営執行の監視を行うとともに、取締役候補者の決定、次期執行役員の内定及び決定、重要財産の取得及び処分、予算、2013年から2015年までの中期経営計画の進捗及び次年度の事業・資金計画等の重要

事項の承認を行いました。

また、コーポレート・ガバナンス体制のより一層の強化を目指し、取締役及び執行役員等の評価・選任及び報酬に関する客観性を高めるため、取締役会の任意の諮問委員会として、「指名委員会」と「報酬委員会」を設置しています。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は、提出日現在、社外監査役3名を含む4名で、監査役会を構成しています。

2014年度においては、合計13回の監査役会を開催しました。監査役は、監査役会が定めた監査方針に従って、取締役会その他重要な会議への出席、重要な書類の閲覧、本社各部門や事業所の監査、子会社調査等を行い、監査役会に報告しました。監査役会は、各監査役の監査報告に基づき、監査報告書を作成して取締役に提出しました。

なお、当社と独立役員に指定する全6名の社外取締役及び社外監査役との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする責任限定契約を締結しています。

(2) 経営執行の体制

当社は、執行役員制、カンパニー（社内擬似分社）制を導入しており、グローバル連結運営体制を採用するとともに、事業執行の責任と権限をカンパニー／SBUに大幅に委譲しています。

カンパニーは、売上高が概ね2,000億円を超え、グローバルに事業を展開する事業単位と位置付けており、現在「ガラス」、「電子」及び「化学品」の3つのカンパニーを設置しています。それ以下の規模の事業単位はSBU（戦略事業単位：ストラテジックビジネスユニット）と位置付け、「先進機能ガラス事業本部」及び「AGCセラミックス」がSBUとして設置されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離することにより経営監視機能を強化するとともに、社外取締役の選任及び任意の指名委員会、報酬委員会の設置により経営の客観性・透明性の向上を図っています。これに加え、監査役による取締役の職務執行の監査も十分に機能していることから、コーポレート・ガバナンスの体制の強化を十分図ることができると考えられるため、監査役制度を採用しています。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年3月27日に開催した第90回定時株主総会においては、株主総会招集通知を株主総会開催日の22日前(2015年3月5日)に、発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	例年、他社の株主総会が集中しない3月に開催しています。
電磁的方法による議決権の行使	議決権行使の利便性を高めるため、インターネット(携帯電話によるものを含む)経由での議決権行使を可能としています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	機関投資家向けに、(株)ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを利用しています。
招集通知(要約)の英文での提供	株主総会招集通知については、主に外国人株主の議決権行使を容易にする目的で、全文の英訳を作成しています。
その他	タイムリーな情報開示のため、発送と同日に、和文及び英訳の全文を、当社ウェブサイトに掲載しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社グループは、行動基準としてAGCグループ企業行動憲章を定め、「お客様、地域の方々、株主様など、社会の様々な方々とのコミュニケーションを図り、企業情報を適切かつ公正に開示する」ことを宣言しています。当社グループは、この基本的な考えに基づき、情報を開示しています。 当社グループのディスクロージャーポリシーについては、当社ウェブサイトに掲載しています。 <和文> http://www.agc.com/ir/policy.html <英文> http://www.agc.com/english/ir/policy.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回、個人投資家向けに説明会を開催しています。2015年は、個人投資家向け説明会を計4回実施しました。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、CEOによるアナリスト・機関投資家向けの中期経営計画(またはその進捗状況)に関する説明会を実施しています。また、本決算及び第2四半期の業績発表当日にはCFOによるアナリスト・機関投資家向けの説明会を、第1四半期及び第3四半期の業績発表の当日にはCFO或いは財務担当執行役員によるアナリスト・機関投資家向けのテレフォンカンファレンスを、それぞれ実施しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年、米国・欧州等において海外投資家の個別訪問を実施し、また国内外において海外投資家向けカンファレンスに参加し、直近の決算実績、中期経営計画(またはその進捗状況)を説明しています。2015年は、米国における個別訪問を実施し、またシンガポール及び国内での海外投資家向けカンファレンスに参加しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	掲載しているIR情報は次の通りです。日本語サイトと英語サイトの双方に同内容の資料を掲載するように努めています。1. 決算短信、2. 有価証券報告書、3. AGCレポート(会社紹介資料)、4. フィナンシャル・レビュー、5. 会社説明会・決算説明会資料、6. 中期経営計画及び決算説明会の音声配信、7. 会社概要及び参考資料、8. 財務データ集(過去10年分の財務データ)、9. 定時株主総会の招集通知、10. AGC Review(株主通信)、11. 株式・社債情報、12. 株価情報、13. IRカレンダーなど <和文> http://www.agc.com/ir/ <英文> http://www.agc.com/english/ir/	
IRに関する部署(担当者)の設置		

	経営企画部広報・IR室にIRチームを設置しており、グループ内の各事業部門、企画部門、財務部門等と連携してIR活動を充実させています。
その他	CEO、CTO、CFO、財務担当執行役員、IR担当者が主要な国内及び海外投資家を個別訪問し、業績等について説明を行っています。2015年は、国内及び海外投資家を合わせて計26回の個別訪問を実施しました。また、不定期に工場・施設見学会を開催しています。2015年は、12月に個人株主向け鹿島工場見学会を開催しました。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループでは、グループビジョン“Look Beyond”において、グループメンバー全員が共有すべき価値観として「イノベーション＆オペレーショナル・エクセレンス（革新と卓越）」「ダイバーシティ（多様性）」「エンバイロメント（環境）」「インテグリティ（誠実）」を掲げ、あらゆるステークホルダーから信頼される企業であり続けることをグループの成長発展の条件と考えています。また、このような決意の宣言として、「AGCグループ企業行動憲章」を制定しています。さらに、コンプライアンスについては、お客様、お取引先様、官公庁、従業員等との誠実な関係を規定した「行動基準（AGCグループ行動基準）」を定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	CSR全体については、CEOを委員長とし、CTO、CFO及び各部門の長を委員とする「CSR委員会」において、当社グループのCSRに係る全体方針・全体課題について審議しています。環境については、当社グループ全体で共有する「AGCグループ環境基本方針」を定め、さらに海外を含むグループの製造会社を中心に、ISO14001に基づく「統合環境マネジメントシステム（統合EMS）」の構築を進め、グループが一体となって持続可能な社会に貢献するよう環境活動を推進しています。なお、CSR活動の詳細は、ウェブサイトに掲載しています。 (http://www.agc.com/csr/)
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社グループは、「AGCグループ企業行動憲章」において、お客様、地域の方々、株主様など、様々なステークホルダーの方々とコミュニケーションを図り、企業情報を適切・公正に開示すべきことを定めています。また、当社は、適時適切な情報開示が上場企業としての重要な責務であると認識し、適時開示に係わる法令、諸規則を遵守するとともに、「行動基準（AGCグループ行動基準）」及び「インサイダー取引防止管理規程」を定め、必要な情報管理及び教育を行っています。
その他	当社役員（取締役・監査役）への女性登用は、11名中1名（取締役）です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループにおける内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況は以下の通りです。

(1) 当社グループの取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制(コンプライアンス体制)について

当社グループは、グループビジョン“Look Beyond”において、グループ全体で共有すべき最も重要な価値観の一つとして「インテグリティ(誠実)」を掲げ、コンプライアンス体制の整備、強化に取り組んでいます。

具体的には、法令・企業倫理遵守の専門機関として、法令遵守担当の当社社長執行役員(以下、社長執行役員)の下にグローバルコンプライアンスリーダー(担当執行役員)及びコンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるコンプライアンス施策の企画と実践を行っています。また、法令・企業倫理に沿った行動を徹底するために、行動基準(AGCグループ行動基準)にグローバル共通の遵守事項及び各国・各地域ごとの遵守事項を定め、当社グループのコンプライアンス体制を整備し、教育・研修の実施等の展開を図っています。

コンプライアンスに関わる通報や相談に対応するため、当社グループでは、通報・相談窓口(ヘルプライン)を設置しています。更に、当社全従業員及び子会社の幹部に対し、行動基準遵守の誓約書の提出を義務付けています。

当社グループのコンプライアンスの遵守状況、コンプライアンスに関わる通報・相談制度の運用状況については、定期的に当社取締役会(以下、取締役会)に報告しています。

また、当社グループの法務管理体制を構築し、重要な法務問題についての情報を把握するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

当社グループの内部監査については、監査部及び各地域に配置した監査要員が、年度監査計画等に基づき、管理・運営の制度構築状況及び業務遂行状況の適法性・合理性等に関する内部監査を実施し、随時、社長執行役員に監査結果を報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

金融商品取引法に基づき、当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、「AGCグループ財務報告に係る内部統制実施規程」を定め、財務報告に係る内部統制の体制を整備しています。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制(情報保存管理体制)について

当社グループは、法令及び社内規程に基づいて、重要書類・情報の保存、管理を行っています。重要書類・情報の機密保持については、情報セキュリティに関する基本方針を社内周知し、所定の手続に従い実施しています。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制(リスク管理体制)について

当社グループのリスク管理体制に関する基本方針である「AGCグループ統合リスクマネジメント基本方針」を定め、リスク管理及び危機対応の体制を整備しています。

リスク管理については、社内規程に基づき、当社グループにおける重要なリスク要因を定め、リスク管理状況を定期的に当社経営会議(以下、経営会議)、取締役会で審議し、監視することとしています。また、当社グループの事業運営上の個別のリスクについては、コーポレート職能部門、社内カンパニー、SBU(戦略事業単位)が、事業・案件ごとにリスクの分析や対策を検討し、必要に応じ経営会議、取締役会で審議しています。

当社グループのコンプライアンス、環境、災害、品質等に関するリスクについては、当社の各所管部門が、ガイドライン等の制定・周知、研修、監査等を適宜実施しています。

危機対応については、社内規程に基づき、当社グループの経営成績及び財政状態に重要な影響を及ぼす可能性のある不測の事態の発生に備え、社長執行役員に迅速かつ確実に情報を報告し、共有するための危機管理レポートラインを設定するとともに、社長執行役員の判断により、直ちにグループ対策本部を設置し、迅速かつ適切な初期対応が取れる体制を整備しています。

(4) 当社グループの取締役の職務の遂行が効率的に行なわれることを確保するための体制(効率的な職務執行体制)について

当社は、コーポレート・ガバナンス体制整備の基本方針として、経営監視機能と経営執行機能を明確に分離し、経営監視機能を強化するとともに、経営執行における迅速な意思決定を図っています。

経営監視については、当社では、社外取締役を含む取締役で構成される取締役会を開催し、当社グループの重要事項の決定、業務執行状況の監督を行っています。また、任意の指名委員会、報酬委員会を設置し、当社取締役、執行役員の評価・選任、報酬に関する客観性を担保しています。

経営執行については、当社では、社内カンパニー制、執行役員制の下、一定基準により、執行の責任と権限を、各カンパニー、SBUに委任し、当社グループの経営方針・業績目標に沿った具体的な連結ベースでの業績管理指標の下、事業運営を行い、その評価を実施しています。

当社グループにおける職務の執行は、業務分掌、決裁基準に基づく意思決定ルールに従い実施され、その運用状況を内部監査により定期的に検証しています。

(5) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制(子会社から当社への報告体制)について

子会社は、事業運営等に関する一定の事項を当社に報告しています。このうち重要な事項については、経営会議、取締役会に報告しています。

子会社は、当社グループのコンプライアンス体制及び法務管理体制の下、子会社で生じた重要なコンプライアンスに関する問題、重要な法務問題等を速やかに当社に報告しています。これらの事項については、定期的に取締役会に報告しています。

子会社に対して実施した内部監査の結果については、内部監査部門は、随時、社長執行役員に報告するとともに、定期的に取締役会に報告しています。

(6) 監査役の監査体制に関する事項について

イ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役の職務を補助すべき組織として監査役会事務局を置いています。

ロ. 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役会事務局員の人事異動、評価等については、監査役会の同意を要することとしています。

ハ. 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会事務局員は、他部署の使用人を兼務せず、監査役会に関する職務を専属で行い、監査役の指示に従っています。

二. 当社の取締役及び使用人、子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社の取締役及び使用人は、監査役に対し、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実、その他社内規程に定める事項を報告することとしています。

子会社は、法令・定款に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等について、当社に報告することとしています。これらの事項について、報告を受けた部門は、速やかに当社の監査役に報告することとしています。

ホ. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、グループ行動基準において、行動基準違反等に関し通報を行った者に対する不利益な取扱いや報復行為を禁止し、当社グループ従業員に周知徹底しています。

ヘ. 監査役の職務の執行について生ずる費用の償還の手続等に係る方針に関する事項

当社は、監査役の支払った費用については、当該費用が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理しています。

ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

経営会議、中計・予算審議会、業績モニタリング会議等の重要な会議に、監査役が出席するとともに、代表取締役と監査役の会合を定期的に開催しています。

内部監査機能を有する監査部等と監査役の会合を定期的に開催し、監査役が内部監査の実施経過及びその結果等の情報を入手できる体制をとっています。更に、監査役が、監査部、会計監査人等からの報告や意見交換を通じ、連携して監査の実効性を高めることができる体制を整備しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、グループの社会的責任を「AGCグループ企業行動憲章」で宣言するとともに、社員一人ひとりが法令・企業倫理に沿って行動すべきことを行動基準（AGCグループ行動基準）に定めていますが、いずれにおいても、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を遮断するという方針を明確にしています。

当社では、監査役が社内関係部署から寄付金、交際費、加入団体会費等について定期的に報告を受け、その内容を確認するとともに、監査部が年度監査計画に基づき実施する内部監査において、社内各部署及びグループ会社による寄付金、交際費、加入団体会費等の支払いについて不適切なものがないかを確認する体制を構築することにより、反社会的勢力を排除しています。

また、総務部が、関係行政機関や他社などから反社会的勢力に関する情報収集を行うとともに、必要に応じて、グループ内に対して情報発信や対処方法などに関する教育を実施しています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

(1) 会社情報の管理体制と収集・把握

- ・CFOを議長とし、CTO、経営企画部長、経営企画部広報・IR室長（以下、広報・IR室長）、経理・財務部長、法務部長を委員とする情報管理協議会を設置し、重要な会社情報の適時開示やインサイダー取引防止に関する関連法規、社内関係規程の遵守の指導・監理などを行っています。
- ・情報管理協議会の下に、広報・IR室長を委員長とし、経営企画、経理・財務、法務、広報・IRの各部門から構成される適時開示委員会を設置し、適時開示の可否に関する協議を行っています。
- ・社内各部署に適時開示に関する担当者を設置し、当該担当者が各部署における重要な情報について一括管理しています。
- ・広報・IR室が適時開示担当部署となっており、適時開示に該当すると想定される重要な会社情報に関しては、その関係部署の適時開示担当者より適宜、広報・IR室に情報が集約されます。なお、この重要な会社情報には、社内規程により経営会議や取締役会での決議が不要で各部署において決議できる事項も含まれます。
- ・広報・IR室が関係部署の適時開示担当者に対し内容に関する事前確認を行います。
- ・法令・企業倫理遵守の専門機関として、社長執行役員CEO（以下、CEO）の下に、グローバルコンプライアンスリーダー（担当執行役員）及びコンプライアンス委員会を設置し、法令等に反する業務遂行上の情報についても、CEOが適時に把握できる体制となっています。なお、社内通報窓口に加え、社外弁護士事務所等に通報・相談窓口を設置しています。

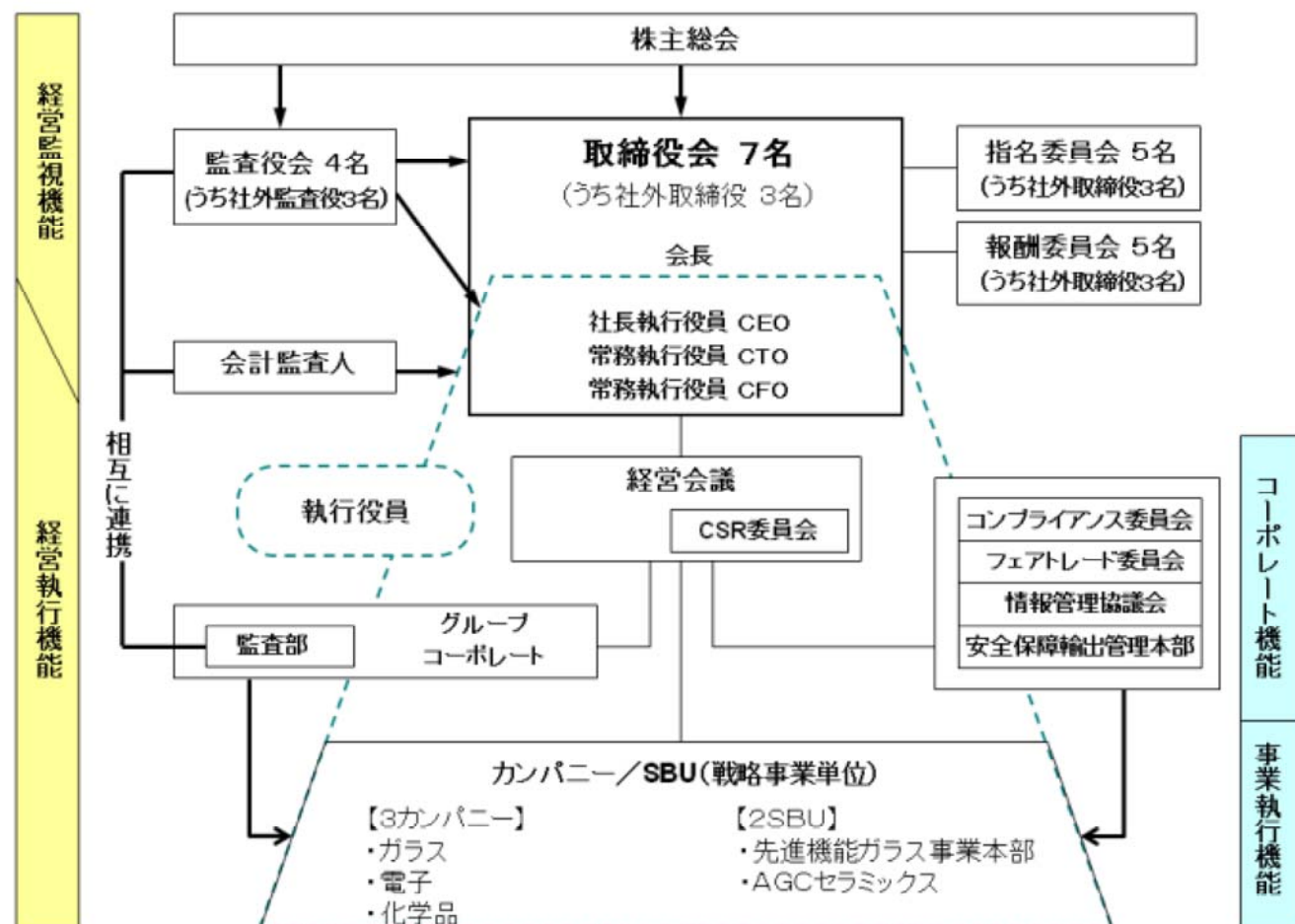
(2) 適時開示の可否の判定、決裁

- ・広報・IR室長は、定期的に適時開示委員会を招集し、同会において適時開示規則等に準じ開示可否を協議します。
- ・広報・IR室長は、適時開示委員会での開示可否に関する協議結果についてCEOに伺出を行い、CEOが最終的に判定、決裁します。ただし、軽微な事項については、委員長である広報・IR室長が決裁します。広報・IR室長は、この決裁の結果について、情報管理協議会議長並びに各委員に報告します。

(3) 適時開示の実施

- ・広報・IR室長は、開示の必要があると判定された場合、決定事実及び決算情報については、機関決定後速やかに、また発生事実については、発生後速やかに開示（TDnet、ウェブサイトへの掲載等）を行います。

<コーポレート・ガバナンス体制について>



<適時開示体制の概要について>

